

10. 当該事業における環境取組内容

10. 当該事業における環境取組内容

本事業は「住宅団地の建設」事業として、環境の保全及び良好な環境の創造に向けて、表10-1(1)～(10)に示す環境取組内容を予定している。その概要を以下に示す。

(1) 工事中

① 温室効果ガスの削減

工事中の温室効果ガス排出量を可能な限り低減するため、低燃費型建設機械の採用や低燃費型車両の使用に努めるとともに、適切な施工管理の実施などの取組を行う。

② 廃棄物等の抑制

工事中の廃棄物等や発生土の発生を可能な限り抑制するため、発生抑制・減量化・再資源化の推進、無梱包搬入の推進、環境に配慮した建設資材の選定、発生土の場内利用による発生抑制などの取組を行う。

③ 排ガス・騒音等の抑制

工事中の排気ガス、騒音・振動による影響を可能な限り低減するため、低公害型建設機械の採用、低公害型車両の使用、適切な施工管理の実施などの取組を行う。

④ 排水等の対策

工事の実施による影響を可能な限り抑制するため、工事中の濁水は、沈砂池を経由して公共下水道に放流する。また、有害物質等の管理の徹底、適切な工法の選定により、土壌や地下水の汚染防止の取組を行う。

⑤ 景観への配慮

工事中の周辺の景観への影響を可能な限り低減するため、仮囲いの設置に際しては景観面に配慮するとともに、計画地周辺や場内の清掃などの取組を行う。

⑥ 交通混雑・交通安全への対応

工事中の交通混雑による周辺への影響を可能な限り低減するため、児童などへの交通安全の配慮、交通誘導員の配置、工事用車両の場外待機や駐車禁止、適切な施工管理の実施などの取組を行う。

⑦ 文化財の保護

事業計画地には既知の埋蔵文化財包蔵地として垂水遺跡の北西部分が存在するため、実施中の吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査に引き続き協力するとともに、確認済みの遺物について吹田市教育委員会と協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応する。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合にも、吹田市教育委員会との協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応する。

(2) 存在、供用時

① 温室効果ガスの削減

供用時の温室効果ガスの排出量を可能な限り低減するため、緑化の推進、断熱性能等級4を標準仕様とすること、HEMSを全戸標準装備とすることによるエネルギー消費量の「見える化」、高効率及び省エネルギー型機器、太陽光発電システム、蓄電池などを採用したZEH仕様の建売住宅の建築、高効率及び省エネルギー型機器、太陽光発電システム、蓄電池などの活用を住宅購入者に提案することなどの取組を行う。

② ヒートアイランド現象の抑制

ヒートアイランド現象への影響を可能な限り低減するため、保水性舗装の採用、樹木による日陰や蒸散作用による涼しい風の流れの創出、南西からの恒常風を取り込みやすいような宅地、道路、公園等の配置、緑化の推進などの取組を行う。

③ 景観への配慮

周辺の景観と調和し、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、建売住宅または建築条件付宅地とすることで、周辺地域と調和した一体感のある街並みを形成する、景観形成基準を遵守し景観まちづくりを推進する、一部地区で無電柱化を検討するなどの取組を行う。

④ 交通混雑、交通安全

交通混雑の抑制及び交通安全のため、事業計画地への通過交通の流入抑制、歩行者優先の歩車共存道路の導入、現況の通学ルートの一部改良などの取組を行う。

表10-1(1) 環境取組内容（工事中その1）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>■大気汚染や騒音などの公害の防止します。</p> <p>建設機械</p>			
1	低公害型建設機械の使用	実施する	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2	低燃費型建設機械の使用	実施する	ハイブリッド式パワーショベル等の低燃費型建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となりますが、可能な限り使用します。
3	アイドリングの禁止	実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしないように致します。
4	環境に配慮した運転	実施する	建設機械の高負荷運転や空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼働台数の抑制	実施する	工事の規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	実施する	機械類は適切に整備点検を行います。
<p>工事関連車両</p>			
8	低公害車の使用	実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	実施する	大阪府条例に基づく流入車規制を全ての車両で確実に遵守します。
10	工事関連車両の表示	実施する	工事関連車両であることを車両に表示します。
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	実施する	コンクリートミキサー車等工程上連続運行が避けられない車両以外について、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
13	工事関連車両台数の抑制	実施する	作業従事者の通勤、現場管理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
14	土砂の積み降ろし時の配慮	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
15	タイヤ洗浄	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。
16	ドラム洗浄時の配慮	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	場外待機の禁止	実施する	事業計画地周辺道路において、工事関連車両の場外待機や駐車をさせません。
18	クラクションの使用抑制	実施する	クラクションの使用は必要最小限にします。

表10-1(2) 環境取組内容（工事中その2）

取組事項		実施の有無	取組内容
19	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしないように致します。
20	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法			
《騒音・振動等》			
21	防音シートなどの設置	実施する	事業計画地の周囲には、仮囲いを設置するとともに、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置を検討します。
22	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	特定建設作業は、法や府条例を遵守し、騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
《粉じん・アスベスト》			
25	解体、掘削作業の配慮	実施する	解体、掘削作業などの際には、散水を十分行います。
26	飛散防止対策	実施する	土砂などの一時保管場所で、砂じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。
27	アスベストの調査など	実施する	既存建築物の解体前には調査を行いアスベストの含有が確認された場合には、届出を行い必要な措置を行います。
28	アスベストの飛散防止措置	実施する	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止措置を行います。
《水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下》			
29	濁水や土砂の流出防止	実施する	工事中の濁水は、沈砂池を経由して公共下水道に放流し、道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
30	塗料などの適正管理及び処分	実施する	揮発性塗料の保存については、密閉性のある容器に保存するよう作業員に周知徹底を図ります。また、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分するよう作業員への教育、指導を徹底します。
31	土壌汚染物質の拡散防止措置	実施する	「府条例」に基づく土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染のおそれがないことから、土壌汚染物質の拡散はないと考えておりますが、工法選定の際には、一般的に土壌及び地下水汚染を拡散させない工法を採用します。
32	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良材を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
33	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	本事業の造成工事については「吹田市宅地造成に関する工事の技術的基準」に基づく安全な計画とし、周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。

表10-1(3) 環境取組内容（工事中その3）

取組事項		実施の有無	取組内容
《悪臭・廃棄物》			
34	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
35	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
36	解体時の環境汚染対策	実施する	既存建物の解体時には、有害廃棄物の状況を調査し、存在する場合は、適切な処置を行います。 また、フロン類が使用されている既存設備・機器等の廃棄の際には、関係法令に基づき、処理及び回収の委託を行い、大気への放出を防止します。
37	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
■地域の安全安心に貢献します。			
38	地域との連携における事故の防止	実施する	近隣自治会等からのご意見も考慮し、地域の交通情報に応じて警備員を配置し、事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
40	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
41	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
42	地域の防犯活動への参加	実施する	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に協力します。
■環境に配慮した製品及び工法を採用します。			
《省エネルギー》			
43	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の使用に努め、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
《省資源》			
44	残土発生の抑制	実施する	工事の実施による発生残土は、事業計画地内で切土量・盛土量のバランスを行うため、場外への搬出はありません。
45	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包などを最小限にして廃棄物の減量に努め、リサイクルの推進を図ります。 また、再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定します。 上記の環境取組を実施したうえでやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、専門業者に委託し、適切に処分します。

表10-1(4) 環境取組内容（工事中その4）

取組事項	実施の有無	取組内容	
<p>■快適な環境づくりに貢献します。</p> <p>景観</p>			
46	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲い設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。
47	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは仮囲いの中に設置するなど、近隣住民や通行者から見えないよう設置場所に配慮します。
<p>周辺的环境美化</p>			
48	周辺道路の清掃	実施する	入場者教育等を通じて、ポイ捨て禁止の周知徹底を図ります。また、計画地周辺の清掃に努めます。
49	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物などの場内整理や場内清掃による環境美化に努めます。
<p>ヒートアイランド現象の緩和</p>			
50	打ち水	実施する	夏期には、周辺道路などに打ち水を行います。
<p>■地域との調和を図ります。</p> <p>工事説明・苦情対応</p>			
51	工事内容の事前説明及び周知	実施する	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現状と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにします。
52	苦情対応	実施する	連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には、真摯に対応します。
<p>周辺の教育・医療・福祉施設への配慮</p>			
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	該当なし	事業計画地の近隣には、対象となる施設がないため、該当しません。
54	騒音、振動などの配慮	該当なし	事業計画地の近隣には、対象となる施設がないため、該当しません。
<p>周辺の事業者との調整</p>			
55	複合的な環境影響の抑制	実施する	周辺において複合的に環境に影響を及ぼすような大規模な工事の状況を把握し、工事実施期間が重複する場合は、該当する事業者や工事施工者等と連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

表10-1(5) 環境取組内容（施設・設備等その1）

取組事項	実施の有無	取組内容
<p>■地球温暖化対策を行います。</p>		
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	該当なし
57	高効率及び省エネルギー型機器などの活用	実施する
58	再生可能エネルギーの活用	実施する
59	エネルギー効率の高いシステム及び機器導入の検討	実施する
60	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	該当なし
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する
62	長寿命な建築物の施工	実施する
63	環境に配慮した製品の採用	実施する
64	製造に要するエネルギーが少ない建設資材の採用	実施する
<p>■ヒートアイランド対策を行います。</p>		
65	ヒートアイランド対策	実施する

表10-1(6) 環境取組内容（施設・設備等その2）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>■自然環境を保全し、みどりを確保します。</p>			
66	動植物の生息や生育への配慮	実施する	事前に事業計画地と周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。また、遺伝的な攪乱を防ぐため可能な限り府内産の苗木を利用します。
67	地域のシンボルツリーの保全	実施する	事業計画地内で長い年月を経て育まれてきたフェニックスの樹を移植し、まちのシンボルとします。
68	既存の植生の保全	一部 実施する	利用可能な表土を採取して、公園等の一部に表土として利用することを検討しています。
69	生物の生息空間の保全	実施する	隣接地の状況等を考慮し緑地を配置するなど、可能な限り生物の生息空間の保全に努めます。
70	駐車場緑化	実施する	本事業は全て戸建て住宅のため、駐車場の建築予定はありませんが、ZEH仕様の建売住宅ではグラスパーキングを検討しています。また、建築条件付宅地では全面舗装ではない駐車場を基本仕様とし、購入予定者にグラスパーキング等を提案します。
71	屋上緑化など	一部 実施する	集会所の壁面にフックを取り付け、壁面緑化ができるような建物とします。
72	法面緑化	実施する	開発により生じた法面に対して緑化を行います。
73	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、事業計画地周辺の樹林地の構成種を中心に選定します。これにより、地域の景観と調和する緑を形成します。
<p>■水循環を確保します。</p>			
74	水資源の有効活用	実施する	中央公園下に雨水貯留槽を設置し、植栽への散水や別に設ける防火水槽の補助施設として、有効活用を図ります。
75	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	吹田市開発事業の手続きに関する条例に基づき、雨水流出抑制施設を設置します。
76	雨水浸透への配慮	実施する	公園や歩道について、雨水浸透に配慮します。
<p>■地域の生活環境を保全します。 大気・騒音・振動等</p>			
77	騒音を発生させる設備設置時の配慮	該当なし	本事業は全て戸建て住宅のため、近隣に影響を与えるほどの騒音は発生しません。
78	防音サッシの設置	実施する	名神高速道路から事業計画地への影響を考慮し、名神高速側道沿いの宅地購入予定者には、防音に配慮したサッシの設置を提案します。
79	駐車場の配置計画時の配慮	該当なし	全て戸建て住宅のため。
80	近隣への悪臭及び騒音の配慮	該当なし	本事業は全て戸建て住宅のため、近隣に影響を与えるほどの悪臭や騒音は発生しません。
81	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	該当なし	本事業は全て戸建て住宅のため、設置予定はありません。
82	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する	屋外照明（街路灯等）については、近隣住民に対する光の影響を配慮します。

表10-1(7) 環境取組内容（施設・設備等その3）

取組事項		実施の有無	取組内容
83	建築資材による光の影響の考慮	実施する	本事業は全て戸建て住宅のため、事業計画地周辺に光の影響を与えるほどの建築資材の使用はないと考えますが、太陽光パネルを設置する住宅では、隣接住宅への光の影響を考慮します。
84	環境に配慮した塗料の使用	実施する	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用するように努めます。
85	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施する	事業計画地に近接して教育施設、福祉施設、医療施設は立地しておりませんが、事業計画地から最寄の小中学校（千里第三小学校、第一中学校）への動線を、現状は階段による接続ですが、本事業の造成工事によりフラットな接続とし、歩行環境を改善します。
中高層建築物（高さ10メートルを超える建築物）			
86	日照障害対策	該当なし	本事業では、高さ10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
87	電波障害の事前把握及び近隣説明	該当なし	本事業では、高さ10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
88	電波障害発生時の改善対策	該当なし	本事業では、高さ10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
89	プライバシーの配慮	該当なし	本事業では、高さ10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
■景観まちづくりに貢献します。			
90	地域への調和	実施する	本事業で販売する住宅は、建売住宅または建築条件付宅地とすることで、周辺地域と調和した一体感のある街並み形成を目指します。
91	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「吹田市景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
92	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	該当なし	景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではないため、該当しません。
93	景観形成地区指定の協議	実施する	景観形成地区の指定について協議します。
94	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
95	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	実施する	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守します。

表10-1(8) 環境取組内容（施設・設備等その4）

		実施の有無	取組内容
<p>■安心安全のまちづくりに貢献します。</p>			
96	歩行者が安全に通行できる空間整備	実施する	<p>事業計画地と円山垂水2号線の接続箇所を限定し、事業計画地への通過交通の流入を抑制します。</p> <p>名神高速側道と事業計画地南側（垂水町方面）を結ぶ道路は、周辺地域の車や歩行者の利用も想定されるため、歩道付道路とします。</p> <p>事業計画地の中心（中央公園）と南北東西方向を結ぶ歩車共存道路は、舗装や植栽の工夫や、一部区間を歩行者専用とすることで、歩行者優先の空間を目指します。</p>
97	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	実施する	<p>事業計画地および周辺地域から最寄の避難所（千里第三小学校、第一中学校）への避難ルートを考慮した動線計画とします。</p> <p>集会所に備蓄倉庫室や非常時に利用可能なエネルギー（太陽光発電+蓄電池）を設けます。なお、集会所は事業計画地の中心であり、避難ルート沿いである中央公園の側に配置します。</p> <p>避難所への避難ルートと事業計画地の接続部分は現在階段による接続ですが、本事業の実施に伴い、高さを揃えてフラットな接続となるように造成工事を行い、避難ルートの改善を図ります。</p>
98	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	実施する	<p>2019年の販売開始に向けて、現在販売計画を検討中ですが、ホームセキュリティを標準装備とすることを検討しています。</p>

表10-1(9) 環境取組内容（その他1）

(1) 臭気対策

- ・造成工事中、降雨時以外は仮設沈砂池に水を貯めないようにし、へドロを発生させないようにします。

(2) 騒音の抑制

- ・事業計画地内の自動車動線は名神高速道路側道と垂水地区を結ぶ道路のみとし、それ以外は、歩行者・自転車優先の歩車共存道路の配置、自動車の通り抜けを抑制する動線配置等により、事業計画地外からの自動車の通り抜けを抑制します。これにより事業計画地の存在が地域の抜け道にならないようにし、事業計画地外からの交通が事業計画地周辺に集中することを抑制します。

(3) 植物・生態系への配慮

- ・特定外来生物(オオカワヂシャとナルトサワギク)については、工事中の早期緑化等により、可能な限り侵入予防に努めます。

(4) 景観への配慮

- ・一部地区で無電柱化を検討する等、景観まちづくりを推進します。

(5) 文化財の保護

- ・事業計画地には、既知の埋蔵文化財包蔵地として垂水遺跡の北西部分が存在するため、実施中の吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査に引き続き協力するとともに、確認済みの遺物について吹田市教育委員会と協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応します。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合にも、吹田市教育委員会との協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応します。

(6) 交通対策

- ・事業計画地内の自動車動線は名神高速道路側道と垂水地区を結ぶ道路のみとし、それ以外は、歩行者・自転車優先の歩車共存道路の配置、自動車の通り抜けを抑制する動線配置等により、事業計画地外からの自動車の通り抜けを抑制します。これにより事業計画地の存在が地域の抜け道にならないようにし、事業計画地外からの交通が事業計画地周辺に集中することを抑制します。
- ・工事用車両が事業計画地に入出入りするゲートには交通誘導員を配置します。
- ・工事用車両の運転手に規制速度を遵守する等の安全教育を徹底し、歩行者や一般車両との安全を確保します。
- ・工事関係者及び工事用車両の運転手に事業計画地周辺における交通事故の発生状況等を周知し、注意喚起及び安全への意識向上を促します。
- ・工事スケジュール、工事用車両の出入口、走行ルート、運行時間帯について、周辺住民への周知徹底を図ります。

表10-1(10) 環境取組内容(その他2)

- ・ 円山地区と垂水地区をつなぐ歩行者動線を確保します。また、事業計画地及び円山地区は千里第三小学校の校区となっているため、事業計画地及び円山地区と千里第三小学校の通学路をつなぐ歩行者動線を確保します。
- ・ 歩行者動線は歩車共存道路、公園内、歩道を通行する計画とし、歩行者が安全に事業計画地内を通り抜けられる計画とします。
- ・ 歩車共存道路は、歩行者・自転車優先の道路とし、歩行者の安全を確保します。
- ・ 名神高速道路側道と垂水地区を結ぶ自動車動線にはマウントアップ歩道を設置し、歩行者の安全を確保します。